質　疑　応　答　書

調達物品名(件名)　　水道用高機能粉末活性炭

整理番号	1	9	4	0	0	3

	質　問　事　項	回　答
	入札仕様書の「5.納入(5)」で「上記「3. 品質試験」の認証登録証により製品の品質の認証を受けた工場で製造されたものを納入すること」と記載がありますが，弊社の場合，JWWA 認証を受けた工場で製造した高機能粉末活性炭をフレコンバッグに包装された状態で，運送基地に移送し，そこでローリー車に充填し上追沢沈砂池へ納入する予定としています。 但し，このローリー車に充填を行う運送基地は活性炭を製造する工場ではないため，弊社では運送基地として認識しており，JWWA 認証の取得はしておりません。 高機能粉末活性炭の製造場所は JWWA 認証を取得している工場であり，運送基地でのローリー車への充填は製造にはあたらないと考えますので仕様書に記載されている「5. 納入(5)」の条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	納入品が品質認証を受けた工場で製造されたものであれば，問題ないため，条件を満たすと考えてよろしい。

注１　この質疑応答書は，設計図書等に対して質問がある場合（見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。

質　疑　応　答　書

調達物品名(件名)　　水道用高機能粉末活性炭

整理番号	1	9	4	0	0	3

	質　問　事　項	回　答
	弊社の高機能活性炭はJWWA認証を取得している工場の他に，弊社の加工委託先でも製造を行っております。 入札仕様書には「3．品質試験」に「本局の指定する日までに納入する製品のサンプルを提出し確認を受けること」と記載がありますが，JWWA認証を取得していない弊社の加工場で製造された高機能粉末活性炭のサンプルを提出し，品質試験を受けることは可能でしょうか。 また，試験に合格した場合，加工場で生産した高機能粉末活性炭を納入することは可能でしょうか。	品質保証であるJWWA認証を取得していない加工委託先(加工場)の場合，仕様書の「3．品質試験」により試験成績書の提出が必要である。試験成績書により，加工場で製造された高機能粉末活性炭が，仕様書の「2．品質及び評価方法」により品質が保証され，提出されたサンプルにより品質保証が認められた場合は，納入することは可能である。

注１　この質疑応答書は，設計図書等に対して質問がある場合（見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。